

主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求は、刑訴法四三六条一項所定の事由の主張がなく、かつ、刑訴規則二八三条所定の手続に違反し、不適法である。

よつて、刑訴法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年二月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠